

魅力ある店作りを応援します

市は、店舗の改装や備品の購入に最大100万円を補助する「まちなか商店リニューアル助成事業」を、来年度も実施する予定です（3月議会承認後）。飲食店向けの衛生面向上のための特別枠は継続。今回は、新型コロナウイルス対策用の抗菌塗装工事や備品購入などが新たに対象となります。

今回号では、事業の概要や4月1日からの申請方法などについてお知らせします。

問い合わせは、助成の内容については商工振興課（☎321・1256）へ、飲食店の特別枠については生活衛生課（☎381・6116）へ。

魅力ある店作りに取り組み商店主を応援する「まちなか商店リニューアル助成事業」。商店主のやる気を後押しすることで、各店舗の魅力を高めて商業を活性化させ、市内全体を盛り上げていきます。

市内全域の店舗が対象
工事や備品は市内業者に

リニューアル助成を受けられるのは、市内に住民登録のある人か、本市に法人開設届を提出している法人です。対象となる業種は、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業などです。これまで助成を受けた人も、2回目の利用ができます。

改修工事の発注先や備品の購入先は、市内の業者に限ります。補助金額は、1回の申請につき、かかった費用の2分の1、上限100万円です。

今回の、新型コロナウイルスの感染防止対策も、助成の対象となります。対象となるのは、壁や床などの抗菌塗装工事、飛沫防止の仕切り板や手指消毒液スタンドなどの備品の購入です。備品については、1個1万円以下、合計10万円以下でも対象になります。詳しくは、商工振興課に問い合わせてください。

新型コロナウイルス対策のための
抗菌塗装や備品購入も対象に

今回の、新型コロナウイルスの感染防止対策も、助成の対象となります。対象となるのは、壁や床などの抗菌塗装工事、飛沫防止の仕切り板や手指消毒液スタンドなどの備品の購入です。備品については、1個1万円以下、合計10万円以下でも対象になります。詳しくは、商工振興課に問い合わせてください。

とした市の衛生管理研修会か、平成30年4月以降に開催された食品衛生協会の食品衛生責任者講習会を受講した人がいる

事前に申請が必要です

工事の着工や備品の購入は、交付決定を受けてから行ってください。市の交付決定を受ける前に工事を開始したり、備品を買ったりした場合は、助成の対象になりません。予算額に達した場合は、申請の受け付けを終了します。早めに申請の準備をしてください。申請方法は、次のページで確認してください。

市ホームページ




壁紙の張り替えやカウンターの塗り直しで店内を改装



外壁を塗り直して明るい雰囲気に



蛍光灯からLED照明に変更



和式から洋式に変えてトイレを利用しやすく

LED照明に付け替えて電気代の節約に

永井 眞士呂さん(左)・公栄さん(文具店・箕郷町西明屋)

照明の付け替えや外壁の塗り直し、看板の修理を行いました。店内をLED照明に変えたことで、電気代が今までの約半分に。経費が節約できて助かっています。壁や看板もきれいになって、助成があって本当に良かった。地域の人からやめないでほしい、なくなったら困ると言われることもあり、これからも頑張ろうと思います。



助成を利用したお店に聞きました

お客さんが使いやすいよう洋式トイレを設置

日吉 由利子さん(洋食店・藤塚町)



衛生面の特別枠を使って、トイレを洋式に変えました。足腰の悪い人や子どもにとっては、和式トイレは使いづらいようで、わざわざ家に戻ったり、近くの公民館に借りに行ったりする人がいました。お客さんから使いやすくなったという声をいただきますよ。掃除もしやすくなりました。本当にありがたい助成ですね。

衛生面向上のための
飲食店の特別枠も継続

飲食店の衛生面の向上を支援するための特別枠は、来年度も継続します。特別枠の助成は、初めての人を優先します。

●対象となる工事＝衛生面を向上を目的に行う、厨房や客用トイレの改修、給排水・衛生設備の入れ替えなど ●対象となる飲食店＝衛生管理を目的



食品衛生責任者実務講習会

対象や申し込み方法など詳しくは、高崎食品衛生協会（☎328-5481）にお問い合わせください。

●日時＝3月2日・16日の火曜日、午前9時～11時・午後2時～4時 ●会場＝市総合保健センター2階第1会議室 ●定員＝各回先着50人 ●費用＝3,300円



来所時のお願い

- ・発熱などの症状のあるときは日を改める
- ・マスクの着用、手指消毒、咳エチケットを徹底する

群馬支所では、通常土曜日の午前中に業務を行っています。3月27日・4月3日・10日の土曜日は窓口業務を行いません。

市ホームページ



転出届などは郵送でも受け付けます

市は、市外への転出手続きと、住民票や戸籍謄本・抄本などの発行を郵送で受け付けています。手続き方法など詳しくは、市ホームページ（上記）の各ページで確認するか、各問い合わせ先へお問い合わせください。

市外への転出手続き

市ホームページから「転出証明書交付申請書」をダウンロードし記入して、必要書類を同封して、〒370-8501 高崎市役所 市民課住民記録担当（☎321-1232）へ。申請書は、市役所1階市民課と各支所市民福祉課でも配布しています。

●必要書類＝運転免許証など本人確認のできる物の写し、国民健康保険証・介護保険証・印鑑登録証の原本（持っている人だけ）、返信用封筒（封筒に氏名と転出先の住所を記入し、84円切手を貼った物）

住民票や戸籍謄本・抄本などの取得

問い合わせは、市民課証明担当（☎321-1233）へ。

3月下旬～4月上旬の年度替わりの時期は、転入や転出などの届け出が多くなります。市は、窓口の混雑を緩和するため、3月28日・4月4日・11日の日曜日に、次のとおり業務を行います。

- 開設する窓口 本庁Ⅱ市役所1階市民課、1階保険年金課 各支所Ⅱ市民福祉課（群馬支所は税務課も） ●時間 午前8時30分～午後5時15分

取り扱い業務

- 住民票の写し（広域交付住所）
- 国民健康保険税に関すること
- 印鑑登録証明書・戸籍謄抄本の発行
- マイナンバーカードに関すること
- 国民健康保険・福祉医療・後期高齢者医療・国民年金の届け出、申請の受け付け

問い合わせ先 市民課（☎321-1307）

3月28日・4月4日・11日に日曜日窓口を開設

転入・転出などの手続きができます



- 取得できる物と請求できる人 ①住民票＝本市に住民登録のある本人か同一世帯の人 ②戸籍謄本・抄本③除籍謄本・改製原戸籍謄本④戸籍の附票＝本人、配偶者、父母、祖父母、子、孫など ●費用（1通）＝①④300円②450円③750円

マイナンバーカードのある人はコンビニで取得できます

問い合わせは、市民課証明担当へ。

- 取得できる物＝住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄本・抄本、戸籍の附票 ●費用（1通）＝250円（戸籍謄本・抄本は400円）

◆ まちなか商店リニューアル助成の申請の流れ ◆

① 申請（4月1日(木)から）

まちなか商店リニューアル助成事業補助金交付申請書に必要書類を添えて提出

申請書の配布場所

申請書は、各提出先で配布しています（市役所1階市民ロビーを除く）。市ホームページ（右記）からダウンロードもできます。



申請書の提出先

受け付けは、4月1日からです。

【市役所本庁】

- 4月1日(木)＝市役所1階市民ロビー ●4月2日(金)以降＝市役所13階商工振興課

【各支所】

- 倉洲支所地域振興課 ●箕郷支所産業課 ●群馬支所産業課 ●新町支所地域振興課 ●榛名支所産業観光課 ●吉井支所産業課

交付決定通知書が送付されます

交付決定前に着工したり、備品を購入したりした場合は、助成の対象になりません。必ず交付決定通知書を受けてから着工・購入してください

② 工事の着工・備品の購入

工事の発注先や備品の購入先は、市内の業者に限ります

対象になる工事や備品の例

【店舗の工事】

20万円以上が対象※

- 屋根の修復 ●床材・内壁・天井の張り替え、内装の塗装 ●ふすま・障子・網戸・畳の張り替え ●床・窓などの断熱に関するもの ●外壁の塗り直し ●看板・日よけの修復や設置 ●厨房の改修 ●給排水・衛生設備に関するもの ●電気・ガスに関するもの ●エアコンの設置 ●客用トイレの改修や水回りに関するもの ●理美容業の客用椅子の取り換え ●抗菌塗装に関するもの

【備品の購入】

1個1万円以上で合計10万円以上が対象※

- 店舗で使うテーブル、椅子、カーテン、ブラインド、商品陳列棚（ショーケース）、業務用冷蔵庫など ●新型コロナウイルス対策用の飛沫防止の仕切り板、手指消毒液スタンド、空気を循環させるサーキュレーターなど（1個1万円以下、合計10万円以下でも対象になります）

※金額には消費税を含まない

完成検査後に補助金が振り込まれます

申請に関するお願い

- 4月1日の本庁での受け付けは、例年大変混み合うので、各支所の受付窓口を活用してください。混雑状況により、事前に整理券を配布する場合があります
- 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、手指消毒や検温、マスクの着用を徹底してください。受け付け当日に熱のある人は、受け付けできない場合があります